

一般廃棄物(し尿及び生活雑)処理手数料の見直しについて

10月28日 廃棄物減量等推進審議会答申

1 し尿処理手数料の改定案

区 分		金 額	
		現行額	改定額
従量制	1単位36ℓまでごと	378	412
定額制	基本料(1世帯につき)	63	68
	人数割料(1人につき)	405	441
	月2回以上(1回につき)	445	485
	便槽2箇所以上(1箇所につき)	311	338
特別加算料	40m以上60m未満	311	338
	60m以上	429	467

2 生活雑排水処理手数料の改定案

簡易浄化槽 容量	現行			改定後		
	費用総額 A	市補助金 B	手数料 A-B	費用総額 C	市補助金 D	手数料 C-D
100ℓ未満	1,477	739	738	1,627	814	813
100ℓ以上150ℓ未満	1,924	963	961	2,115	1,058	1,057
150ℓ以上200ℓ未満	2,368	1,187	1,181	2,603	1,302	1,301
200ℓ以上50ℓごとの 加算額	444	223	221	488	244	244

3 附帯意見

- (1) 料金改定について、利用者への丁寧な説明に努められたい。
- (2) 災害時も考慮した、安定したし尿収集体制を確保するため、委託料の算定を単価契約から総価契約へ移行することについて、収集量の減少を見極めつつ移行時期及び算定方法を検討されたい。また、移行に当たっては事業者に対し収集業務の一層の効率化を求める必要がある。
- (3) 生活雑排水については水環境の保全の大切さが理解されるよう努め、市からの補助金により手数料負担が軽減されていることも周知し、引き続き定期清掃を促されたい。
- (4) 料金改定に当たり収集経費として算定した人件費が、作業従事者の賃金に適正に反映されるよう事業者へ働き掛けられたい。